

「横手市循環バス」ラッピング広告 選考基準

1 応募資格審査

広告掲載申請書の内容について、応募要項に定める要件及び資格を満たしているか審査を実施する。

2 応募内容審査

応募内容について、以下の項目について審査を実施し、点数化をする。横手市地域活性化協議会の規定により設置された広報分科会の各委員が評価した点数を集計し、広告主を選考する。

大項目	小項目	評価内容・確認事項	配点基準（目安）	配点
デザイン	視認性・伝達性	<ul style="list-style-type: none"> ・走行中のバスとして、短時間で広告内容が伝わるか ・文字、ロゴの大きさ、配色は適切か 	<p>10点：文字・配色ともに非常に見やすく、広告内容が一目で伝わる</p> <p>6点：概ね視認できるが、一部改善の余地がある</p> <p>0点：視認性が低く、広告内容が伝わりにくい</p>	10点
	親しみやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や利用者に親しみやすく、好感を持てるデザインか ・子どもから高齢者まで幅広い世代に受け入れられるか 	<p>10点：幅広い世代に好感を持たれる、温かみのあるデザインである</p> <p>6点：概ね親しみやすいが、一部の世代には伝わりにくい</p> <p>0点：親しみにくく、特定の層にしか伝わらない</p>	10点
	循環バスのイメージとの合致	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスのイメージや役割にふさわしいデザインか ・公共性や品位が保たれているか 	<p>10点：品位があり、循環バスのイメージと非常によく合致している</p> <p>6点：概ね合致しているが、一部改善の余地がある</p> <p>0点：公共性・品位に欠け、循環バスのイメージにそぐわない</p>	10点
	交通安全への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者や歩行者の注意を過度に引きつけ、交通の妨げとなるデザインでないか 	<p>10点：交通安全上、問題のないデザインである</p> <p>6点：一部配慮が必要な箇所があるが、修正対応が可能である</p> <p>0点：過度に目立つ、点滅を想起させるなど、交通安全上問題がある</p>	10点
	小計			40点

大項目	小項目	評価内容・確認事項	配点基準（目安）	配点
社会貢献度	市内での事業活動	・市内に事業所や店舗があるか、または市内での事業活動実績があるか	30点：市内に事業所・店舗があり、活発な事業活動実績がある 18点：市内での事業活動実績はあるが、拠点は市外である 0点：市内での事業活動実績が確認できない	30点
	小計			30点
応募金額	広告掲載料の水準	・募集金額（300万円～）に対して、提示金額が高いか	30点：募集金額を大きく上回る金額を提示している 18点：募集金額と同程度の金額を提示している 0点：基準額を下回る金額を提示している	30点
	小計			30点
合計				100点

※応募要項に定める条件：

- ①車体フロント部分は、現状のデザインを維持すること。
- ②「横手市循環バス」「利用料金●円」という文言を入れること。

- (1) 応募内容審査の項目、審査内容及び配点は上記の表のとおり。
- (2) 各委員は、広告掲載申請書及び添付書類により、項目ごとに審査する。
- (3) 集計した合計点数が最も高い応募者を広告主とする。
- (4) 集計した合計点数が6割に満たない場合は、不採択とする。